

バーゼルIII下の邦銀一規制の在り方について

バーゼル規制は改良されつつも複雑化が進む。本来の目的である「金融の安定性向上」とは異なる影響が懸念される。（バーゼルIIIの資本フロア規制・レバレッジ比率規制）

背景

バーゼル規制は改良されつつも複雑化が進む。

バーゼル規制の導入
システミックリスクの顕在化による国際的な規制の必要性が高まる。

バーゼルI：分母のリスクウェイトの問題・貸し渋り
バーゼルII：リスクウェイトの改善のために内部モデル手法導入
バーゼルIII：比率改善、流動性規制や金利規制、レバレッジ比率規制などの導入

リスク評価のばらつき問題

バーゼルIIで導入された内部モデルによるリスク評価が国や銀行によってばらつきがあることが問題に。

RCAP：バーゼル委員会による詳しいリスク評価によって、様々な変数をコントロールしたもとでも、銀行によってリスクウェイトに違いがでてくることが判明

資本フロア規制とレバレッジ比率規制が導入される。

本来の目的である「金融の安定性向上」とは異なる影響

資本フロア規制とレバレッジ比率規制は、本来リスクウェイトのばらつきがあることを前提に、リスクウェイトの差に関係なく大きく資本比率をある範囲内におさめるもの。

リスクウェイトの差異を調査した段階では精緻な比較がなされたものの、資本フロア規制とレバレッジ比率規制は結果として出てくる資本比率に対する規制となっているため、リスクの低い優良なところへの貸出が多い銀行も達成が難しくなるという問題がある。日本のいくつかの銀行はこれに該当する可能性がある。

このような問題にどのように対応すべきか。（規制ありきであわせるべきか、国内裁量で解決すべきか。国際規制そのものを変えるべきか。）日本の銀行に本来の目的とは異なる制約を与えないようにするべきではないか